

閲覧・縦覧等の申請書等の名簿の様式の取扱いについて

1 基本的な考え方

市における一般市民等による軽易な申請行為（閲覧申請，縦覧申請，冊子の配布申込みなど）を伴う事務等において必要とする申請者等の名簿の様式で，申請者等の氏名，住所等の個人情報（法人等団体名のみの場合を除く。）が2人以上の人数分について順次列記されるものは，「だれが当該申請行為を行ったか」など，個人情報を他人が目にする事になり，個人情報保護の観点から不適切と考えられるので，市としてそのような様式を用いないこととする。

2 名簿の具体的な様式について

名簿の様式は単票の様式（申請者等1人について記入する様式）とする。ただし，1日あたりの申請者等の数が多い事務などで，単票によりがたい場合には，当該個人の所属する団体名によることができるものについては，申請者等の個人名ではなく，法人等の団体名を書くなどの方式とし，一般個人の申請等については，単票で対応することとする。

3 上記2による対応が難しい事務について

上記2によりがたい事務が発生した場合は，その都度総務部文書法制課と協議することとする。

（平成14年5月7日通知）